

庁 議 次 第

日 時 令和6年11月13日（水）
午前9時30分
場 所 別館2階 全員協議会室

1 議題

- (1) クリーンセンター土地の譲渡
- (2) 令和8年度国民健康保険特別会計に係る保健事業の財源の確保
- (3) 宮戸特別緑地保全地区（宮戸緑地）に隣接する土地の使用貸借契約
- (4) 令和6年第4回朝霞市議会定例会提出議案

クリーンセンター土地の譲渡

市民環境部資源リサイクル課

1 土地譲渡の概要

譲渡の相手方	朝霞和光資源循環組合
譲渡時期	令和7年2月
譲渡する土地	現在の朝霞市クリーンセンターの土地（全体） 朝霞市大字浜崎字新河岸川通 387-1 ほか 10 筆 合計 13313.07 m ²
譲渡の理由	「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」第 12 条第 1 項に基づき、無償で譲渡する。 (ごみ共同処理を実施するにあたり、両市の資産を持ち寄る考え方)

朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書（抜粋） (財産の取扱い) 第 12 条 既存のごみ処理施設に係る両市が所有する土地については、共同処理の実施にあたり組合に移管するものとし、均等割の考え方により両市が無償で組合に譲渡する。ただし、測量を実施の上、清算の必要がある場合には、両市で別途協議を行うものとする。
朝霞市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（抜粋） (普通財産の譲与又は減額譲渡) 第 3 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

2 土地譲渡に際して締結する書類

名 称	内 容	締結相手方
ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書	両市の土地・建物を組合に譲渡する基本的な協定。共同処理終了後の扱いも記述。	和光市・組合
普通財産譲与契約書	朝霞市クリーンセンターの土地を組合へ譲渡する。	組合
土地使用貸借契約書	朝霞市クリーンセンターの土地を組合から無償で借り受ける。	組合

※締結時期は、いずれも令和7年2月。

3 今後の予定

令和6年11月	全員協議会で説明（※議決事項にはあたらない）
令和6年12月	和光市議会で市道廃止議案の審議、議決（※朝霞市では該当なし）
令和7年 2月	朝霞和光資源循環組合で工事契約締結議案の審議、議決 上記協定書・契約書の締結、土地の引き渡し

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

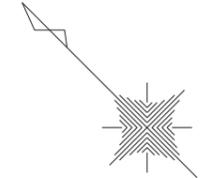
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

4 その他

- 和光市が譲渡する土地は20筆、合計14195.60㎡。施設完成後に市道の切り回し分として、組合から和光市へ寄付する土地があるため、最終的に組合に帰属する土地は減少する。
- 共同処理が終了した場合、本市が譲渡した土地はそのまま本市へ返還される。（組合は、どの土地がどの市から譲渡されたか、将来にわたって管理を続ける。）
- 「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」第12条第1項にある「清算」は、現在のところ、両市ともに不要と判断している。（組合から和光市へ道路として寄付する部分があること、万一の際、本市が譲渡した土地はそのまま本市へ返還されることによる。）
- クリーンセンター内の建物は、すべて朝霞市の所有で継続する。（解体時は、国庫補助の関係で組合へ移管する場合がある。）

以上

朝霞市



国道254号バイパス用地

譲渡予定地

大字浜崎
字新河岸川通

大字上内間木
字松ノ木



拡大図

地番	地目	地積
387-1	宅地	4973.59㎡
387-48	宅地	421.82㎡
390-45	宅地	6222.14㎡
390-47	宅地	305.38㎡
390-48	畑	83.94㎡ (83㎡)
390-50	畑	10.74㎡ (10㎡)
390-69	宅地	756.42㎡
390-70	宅地	256.76㎡
390-73	宅地	279.90㎡
390-84	畑	0.76㎡
390-85	宅地	3.30㎡
実測地積合計		13314.75㎡
(公簿地積合計)		(13313.07㎡)

凡例	
石	杭
コンクリート杭	◎
金属杭	○
プラスチック杭	◇
刻	印
金属プレート	◎
計算点	◎

業務名	令和5年度 クリーンセンター敷地測量業務委託
履行箇所	朝霞市大字浜崎390番地の45 (クリーンセンター)
図面名	用地実測図
縮尺	NS 図面番号
埼玉県朝霞市	

ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書（案）

令和2年4月30日に締結した「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」第12条に規定する既存のごみ処理施設（以下「既存のごみ処理施設」という。）について、朝霞市（以下「甲」という。）、和光市（以下「乙」という。）、朝霞和光資源循環組合（以下「丙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（財産の譲渡）

第1条 既存のごみ処理施設が設置されている甲及び乙が所有する土地並びにごみ広域処理施設建設用地内に乙が所有する道路及び水路（以下「土地」という。）については、丙に譲渡するものとし、甲及び乙はそれぞれの所有地に対して責任をもって必要となる手続を行うものとする。ただし、丙はごみ広域処理施設整備事業において、乙から譲渡された道路及び水路の付け替えとなる公共施設を整備し、開発行為等が終了した時点で乙に寄附採納するものとする。

2 既存のごみ処理施設に係る建物及び設備機器等（以下「建物等」という。）については、その用途を廃止するまでの間、甲及び乙が引き続き所有し、管理運営を行うものとする。

3 前項の規定に基づく管理運営にあたっては、甲及び乙は丙との間にそれぞれ土地使用貸借契約を締結するものとする。

4 甲及び乙は、建物等の用途を廃止したときは、必要となる手続及び残留物品等の廃棄を行った上で、丙に建物等を譲渡し、丙が解体事業を行うものとする。ただし、解体事業に着手しない合理的な理由がある場合には、当該建物等を所有していた甲または乙が引き続き管理を行うものとする。

（準備行為）

第2条 土地については、あらかじめ甲及び乙の責任において境界確認を行い、丙への譲渡後に問題が発生しないよう必要な対応を図るものとする。

（土地の範囲）

第3条 土地の内訳は、別表に示すとおりとする。

（譲渡時期）

第4条 土地の譲渡時期は、令和7年2月 日とする。ただし、やむを得ない事情により当該譲渡時期に譲渡を行うことができない場合においては、甲または乙は、丙との間で別に譲渡時期を定めることができる。

（譲渡方法）

第5条 譲渡方法については、甲及び乙の条例に基づき、無償譲渡とする。

（共同処理終了後の取扱い）

第6条 甲及び乙が丙に譲渡した土地については、その内訳をもって丙が適正に管理し、

将来、共同処理が終了した場合は、その内訳をもって甲及び乙に返還するものとする。

2 ごみ広域処理施設整備事業を行うにあたり、甲乙の負担により丙が取得した土地については、取得時の負担割合をもって清算するものとする。ただし、ごみ広域処理施設の整備に係る開発行為等に伴い、甲または乙に寄附採納した土地は、当該土地を考慮し、その額を算定するものとする。

(土壌汚染対策)

第7条 甲及び乙が丙に譲渡した土地について土壌汚染が判明した場合において、当該汚染の除去及び当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（モニタリングを含む。）を講ずる必要が認められたときには、甲または乙が使用していた従前の廃棄物処理施設に由来しないことが明らかである場合を除き、甲または乙がその費用を負担するものとする。ただし、丙が整備するごみ広域処理施設に由来するものはこの限りでない。

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項及び協定事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙の3者で協議の上、決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、3者において記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

朝霞市本町1丁目1番1号
甲 朝霞市
朝霞市長 富岡 勝則

和光市広沢1番5号
乙 和光市
和光市長 柴崎 光子

和光市広沢1番5号
丙 朝霞和光資源循環組合
管理者 柴崎 光子

別表（第3条関係）

1 朝霞市クリーンセンター

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	387 番 1	宅地	4,973.59	13,313.07
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 45	宅地	6,222.14	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 47	宅地	305.38	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 48	畑	83	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 50	畑	10	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 69	宅地	756.42	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 70	宅地	256.76	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 73	宅地	279.90	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 84	畑	0.76	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 85	宅地	3.30	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	387 番 48	宅地	421.82	

2 和光市清掃センター

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市下新倉六丁目	5 番 4	宅地	5,563.32	5,563.32

3 和光市旧ごみ焼却場

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市新倉八丁目	2592 番 3	宅地	697.02	6,172.25
和光市新倉八丁目	2592 番 1	宅地	1,156.27	
和光市新倉八丁目	2595 番 3	宅地	1,709.37	
和光市新倉八丁目	2570 番 1	雑種地	420	
和光市新倉八丁目	2570 番 2	雑種地	112	
和光市新倉八丁目	2570 番 3	雑種地	38	
和光市新倉八丁目	2569 番 1	雑種地	548	
和光市新倉八丁目	2569 番 2	雑種地	477	
和光市新倉八丁目	2569 番 3	雑種地	1,004	
和光市新倉八丁目	2574 番 4	宅地	10.59	

4 和光市道路

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市新倉八丁目	2540 番 3	公衆用道路	2.01	1,638.03
和光市新倉八丁目	2609 番 2	公衆用道路	2.02	
和光市新倉八丁目	2555 番 2	公衆用道路	347	
和光市新倉八丁目	2600 番 7	公衆用道路	574	
和光市新倉八丁目	2567 番 1	公衆用道路	713	

5 和光市水路

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市新倉八丁目	2566 番 5	用悪水路	276	822
和光市新倉八丁目	2566 番 4	用悪水路	46	
和光市新倉八丁目	2567 番 2	用悪水路	94	
和光市新倉八丁目	2605 番	用悪水路	406	

(各市内訳)

区 分		公簿地積 (㎡)	
朝霞市	クリーンセンター	13,313.07	13,313.07
和光市	清掃センター	5,563.32	14,195.6
	旧ごみ焼却場	6,172.25	
	道路及び水路	2,460.03	

令和8年度国民健康保険特別会計に係る保健事業の財源確保 (概要)

こども・健康部 保険年金課

1 趣旨

第3期埼玉県国民健康保険運営方針では、令和9年度に埼玉県内で保険税水準を準統一し、令和12年度には完全統一することを目指すほか、決算補填等目的以外も含めた法定外一般会計繰入金全体を令和8年度までに解消することとしており、本市におきましても、令和7年度から段階的に保険税率の改正などを実施してまいります。

しかしながら、これまで、国民健康保険特別会計に係る保健事業は、法定外一般会計繰入金として受け入れ、事業を実施しており、令和8年度までに法定外一般会計繰入金を解消する場合、事業を継続するための財源を確保する必要が生じました。

保健事業を推進することは、医療費の適正化につながるものであることから、令和8年度のみ、一般会計繰入金で実施するのではなく、一般会計の中で事業を実施することで、事業を継続したいと考え、令和8年度の財源の確保を求めるものです。

なお、令和9年度以降については、埼玉県内で保険税が準統一されるとともに、保健事業に関するルールを定めて、交付金等の対象となることから、現時点において、財源は確保されるものと考えております。

2 令和8年度に保健事業に要する費用(試算額) 令和6年10月現在

約5,300万円

議題（1）朝霞市国民健康保険税の見直しについて

資料5

第3期埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、令和7年度から段階的に保険税率を改正するほか、賦課方式を4方式から2方式に変更します。

（1）標準保険税率

【令和7年度からの段階的な保険税率の改正（案）】

区分		令和6年度 (現行)	令和7年度 (改正)	令和8年度※ (改正)	令和9年度※ (市町村標準保険税率)
医療分	所得割	7.7%	7.6%	7.4%	7.25%
	資産割	33%	20%	10%	—
	均等割	12,000円	22,000円	32,000円	42,998円
	平等割	14,000円	7,000円	4,000円	—
	賦課限度額	65万円	65万円	65万円	65万円
支援金分	所得割	2.0%	2.3%	2.6%	2.92%
	均等割	9,000円	12,000円	15,000円	16,901円
	賦課限度額	22万円	22万円	22万円	22万円
介護分	所得割	1.7%	2.0%	2.3%	2.42%
	均等割	9,000円	12,000円	15,000円	17,164円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	所得割	11.4%	11.9%	12.3%	12.59%
	資産割	33%	20%	10%	—
	均等割	30,000円	46,000円	62,000円	77,063円
	平等割	14,000円	7,000円	4,000円	—
	賦課限度額	104万円	104万円	104万円	104万円

※埼玉県が毎年度算出する市町村標準保険税率をもとに試算するため、確定値ではありません。

市町村標準保険税率は、埼玉県が年度毎に算出していますが、本市の現行の保険税率と、埼玉県が公表している令和6年度ベースの市町村標準保険税率を比較すると、均等割額が大きな差となっています。

また、第3期運営方針では、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、各市町村は段階的に保険税率の改正を行うこととしていることから、本市では、被保険者の保険税が急激な負担増にならないように、令和7年度から段階的な保険税率を改正していきます。

(2) 賦課方式

本市の賦課方式は、所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式としておりますが、第3期運営方針では、令和9年度からの保険税水準を準統一するために、所得割及び均等割の2方式とすることとしています。

(3) 応能応益割

応能応益割は、応能割が所得割、資産割として、応益割が均等割、平等割となります。

なお、本市における令和4年度の応能応益割の割合は、73：27となっており、第3期運営方針を踏まえた本市の応能応益割の割合は、56：44としています。

【本市の応能応益割の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
応能応益割の割合	72：28	72：28	73：27

国民健康保険特別会計における一般会計からの財源(案)

資料6

1 決算の推移

(単位:円)

区分	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	収支差引額 ③ (①-②)	単年度収支 ④	実質単年度収支 ⑤ (④-⑨+⑩)	法定外繰入 ⑥	法定外繰入を差引した実質単年度収支⑦ (⑤-⑥)
令和元年度	11,140,609,828	10,993,588,492	147,021,336	△14,757,395	△40,854,819	340,000,000	△380,854,819
令和2年度	10,696,987,880	10,330,664,460	366,323,420	219,302,084	400,860,084	304,000,000	96,860,084
令和3年度	11,402,107,113	11,149,768,835	252,338,278	△113,985,142	133,819,858	306,000,000	△172,180,142
令和4年度	11,184,519,327	10,995,053,361	189,465,966	△62,872,312	△179,417,007	189,997,000	△369,414,007
令和5年度	10,975,490,750	10,805,046,151	170,444,599	△19,021,367	△224,646,660	167,958,000	△392,604,660
令和6年度当初予算	11,103,061,000	11,103,061,000	—	—	—	152,342,000	—

※単年度収支④＝当年度収支差引額③－前年度収支差引額③

2 財政調整基金の推移

(単位:円)

区分	年度当初現在高 ⑧	基金積立額 ⑨	基金取崩額 ⑩	年度末現在高 ⑪(⑧+⑨-⑩)
令和元年度	100,393,263	116,918,576	△143,016,000	74,295,839
令和2年度	74,295,839	181,558,000	0	255,853,839
令和3年度	255,853,839	346,418,000	△98,613,000	503,658,839
令和4年度	503,658,839	195,955,305	△312,500,000	387,114,144
令和5年度	387,114,144	12,477,707	△218,103,000	181,488,851
令和6年度	181,488,851	70,444,000	△236,359,000	15,573,851

★見込額

3 国民健康保険税収納額及び収納率の推移

(単位:円)

区分	現年度分			滞納繰越分		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
令和元年度	2,791,965,600	2,495,077,843	89.37%	1,004,099,271	268,187,746	26.71%
令和2年度	2,794,258,800	2,530,862,480	90.57%	845,433,701	244,336,116	28.90%
令和3年度	2,723,099,500	2,505,524,725	92.01%	679,740,461	230,355,055	33.89%
令和4年度	2,710,395,400	2,509,764,782	92.60%	532,916,121	195,299,065	36.65%
令和5年度	2,606,356,000	2,436,416,965	93.48%	445,216,193	149,548,323	33.59%

4 税率改正に伴う税収による財源比較

	令和6年度 (現行)当初賦課	令和7年度 (12月議会上程案)	令和8年度 (案)
所得割	11.40%	11.90%	12.30%
資産割	33%	20%	10%
均等割	30,000円	46,000円	62,000円
平等割	14,000円	7,000円	4,000円
年間調定(見込)額	2,563,283,000円	2,657,086,000円	2,772,484,000円
(1人当たり調定額)	112,351円	118,837円	126,528円
年間収納(見込)額	2,396,157,000円	2,483,844,000円	2,591,718,000円
A 保険税財源比	—	① 87,687,000円増 (R6比)	② 107,874,000円増 (R7比)
加入(見込)者数	22,815人	22,359人	21,912人
①保健事業費分に係る経費			
	令和6年度(当初)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
B 保健事業費	152,342,000円	148,155,000円	③ 148,255,000円
②一般会計繰入金			
	令和6年度(当初)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
C 事務費繰入金	54,262,000円	55,000,000円	55,000,000円
D その他繰入金	152,342,000円	148,155,000円	0円
うち保健事業費分	152,342,000円	148,155,000円	④ 0円
③財政調整基金繰入金及び保険税財源			
	令和6年度(当初)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
E 基金繰入金	113,532,000円	15,573,000円	0円
前年度比	—	△97,959,000円	△15,573,000円
A' 保険税財源比	—	①' 87,687,000円	⑤ 100,000,000円
④保健事業費分に係る一般会計対応必要額(見込)			
	令和6年度(当初)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
一般会計対応必要額			⑥ △52,694,000円

*R5収納率93.48%

① + ② = 195,561,000円

*年2%減

C：保健事業費以外の会計年度
任用職員人件費や事務費等

D：埼玉県運営基本方針によ
り、令和8年度までに「その他
繰入金」を0とする必要があ
る。

⑤ = ① + (②のうち12,313,000
円) ※予算を組むために最低1億
円は必要

⑥ = (① + ② - ⑤) - ③

令和6年度 保険税率等の状況

資料7

区分	医療分(基礎課税額分)					後期高齢者支援金等課税額分					介護納付金課税額分					合計				
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額(万円)
001 川越市	7.25	0.00	31,000	0	65	2.40	0.00	11,200	0	22	2.00	0.00	13,600	0	17	11.65	0.00	55,800	0	104
002 熊谷市	6.92	0.00	31,500	0	65	2.32	0.00	13,500	0	22	1.86	0.00	13,500	0	17	11.10	0.00	58,500	0	104
003 川口市	7.45	0.00	28,000	0	65	2.50	0.00	9,000	0	22	1.30	0.00	13,000	0	17	11.25	0.00	50,000	0	104
006 行田市	7.20	0.00	28,000	0	65	2.30	0.00	11,000	0	22	1.90	0.00	12,000	0	17	11.40	0.00	51,000	0	104
007 秩父市	6.00	15.00	18,000	10,000	65	2.10	0.00	10,000	0	22	1.80	0.00	10,000	0	17	9.90	15.00	38,000	10,000	104
008 所沢市	7.20	15.00	14,300	16,000	65	2.60	0.00	11,000	0	22	1.50	0.00	11,000	0	17	11.30	15.00	36,300	16,000	104
009 飯能市	6.80	0.00	34,000	0	65	2.40	0.00	14,000	0	22	2.00	0.00	14,000	0	17	11.20	0.00	62,000	0	104
010 加須市	7.50	0.00	32,700	0	65	2.30	0.00	10,500	0	22	2.40	0.00	11,000	0	17	12.20	0.00	54,200	0	104
011 本庄市	6.90	20.00	19,500	16,000	65	2.90	0.00	9,900	0	24	2.70	0.00	12,400	0	17	12.50	20.00	41,800	16,000	106
012 東松山市	7.30	0.00	22,800	0	65	2.40	0.00	12,000	0	22	2.00	0.00	13,200	0	17	11.70	0.00	48,000	0	104
014 春日部市	6.80	0.00	31,900	0	65	2.05	0.00	12,200	0	22	1.50	0.00	11,700	0	17	10.35	0.00	55,800	0	104
015 狭山市	6.79	10.00	22,700	5,000	65	2.72	0.00	15,900	0	22	2.36	0.00	17,100	0	17	11.87	10.00	55,700	5,000	104
016 羽生市	7.20	0.00	25,500	0	65	2.70	0.00	14,000	0	22	2.00	0.00	14,000	0	17	11.90	0.00	53,500	0	104
017 鴻巣市	6.80	0.00	27,500	0	65	2.75	0.00	16,000	0	24	2.40	0.00	16,000	0	17	11.95	0.00	59,500	0	106
018 深谷市	6.50	18.00	26,000	9,000	65	2.60	0.00	12,200	0	22	1.80	0.00	13,400	0	17	10.90	18.00	51,600	9,000	104
019 上尾市	6.80	0.00	31,000	0	65	2.40	0.00	13,000	0	22	2.10	0.00	15,000	0	17	11.30	0.00	59,000	0	104
021 草加市	7.30	0.00	27,000	0	65	2.30	0.00	7,800	0	22	1.80	0.00	9,800	0	17	11.40	0.00	44,600	0	104
022 越谷市	7.50	0.00	31,900	0	65	2.50	0.00	11,500	0	22	2.20	0.00	12,000	0	17	12.20	0.00	55,400	0	104
023 蕨市	6.40	10.00	33,000	3,000	65	2.20	0.00	14,000	0	22	2.20	0.00	12,000	0	17	10.80	10.00	59,000	3,000	104
024 戸田市	8.00	0.00	31,800	0	65	1.60	0.00	9,500	0	24	1.42	0.00	12,500	0	17	11.02	0.00	53,800	0	106
025 入間市	6.50	0.00	35,000	0	65	2.70	0.00	16,000	0	22	2.30	0.00	16,000	0	17	11.50	0.00	67,000	0	104
027 朝霞市	7.70	33.00	12,000	14,000	65	2.00	0.00	9,000	0	22	1.70	0.00	9,000	0	17	11.40	33.00	30,000	14,000	104
028 志木市	7.30	10.00	21,000	5,000	65	2.40	0.00	10,500	0	22	2.00	0.00	11,000	0	17	11.70	10.00	42,500	5,000	104
029 和光市	7.30	0.00	21,000	9,000	65	2.30	0.00	9,000	0	24	1.80	0.00	9,000	0	17	11.40	0.00	39,000	9,000	106
030 新座市	7.30	0.00	32,000	0	65	2.32	0.00	14,000	0	22	2.22	0.00	15,000	0	17	11.84	0.00	61,000	0	104
031 桶川市	7.20	0.00	26,400	0	65	2.20	0.00	9,900	0	22	1.80	0.00	12,000	0	17	11.20	0.00	48,300	0	104
032 久喜市	7.77	0.00	35,200	0	65	2.87	0.00	14,700	0	22	2.76	0.00	14,100	0	17	13.40	0.00	64,000	0	104
033 北本市	7.30	0.00	29,900	0	65	2.90	0.00	10,200	0	22	2.20	0.00	14,700	0	17	12.40	0.00	54,800	0	104
034 八潮市	7.80	0.00	28,000	0	65	2.20	0.00	13,000	0	22	2.60	0.00	13,000	0	17	12.60	0.00	54,000	0	104
035 富士見市	6.95	0.00	28,300	0	65	2.10	0.00	9,000	0	22	1.60	0.00	12,600	0	17	10.65	0.00	49,900	0	104
036 ふじみ野市	7.56	0.00	30,800	0	65	2.18	0.00	11,800	0	24	2.14	0.00	13,700	0	17	11.88	0.00	56,300	0	106
037 三郷市	7.00	0.00	29,000	0	65	2.20	0.00	9,000	0	20	1.90	0.00	11,500	0	17	11.10	0.00	49,500	0	102
038 蓮田市	7.15	0.00	30,000	0	65	2.50	0.00	11,000	0	22	1.85	0.00	14,000	0	17	11.50	0.00	55,000	0	104
043 坂戸市	7.80	0.00	24,500	0	65	1.70	0.00	4,500	0	22	1.40	0.00	10,000	0	17	10.90	0.00	39,000	0	104
046 鶴ヶ島市	7.30	0.00	36,000	0	65	2.40	0.00	13,000	0	22	2.30	0.00	14,000	0	17	12.00	0.00	63,000	0	104
047 日高市	6.80	0.00	32,500	0	65	2.70	0.00	13,000	0	22	2.10	0.00	16,000	0	17	11.60	0.00	61,500	0	104
085 白岡市	7.04	0.00	28,400	0	65	2.41	0.00	14,700	0	24	2.21	0.00	15,400	0	17	11.66	0.00	58,500	0	106
089 幸手市	7.40	0.00	35,000	0	65	2.50	0.00	13,000	0	22	2.10	0.00	12,000	0	17	12.00	0.00	60,000	0	104
092 吉川市	6.90	0.00	35,000	0	65	2.50	0.00	11,000	0	24	2.10	0.00	13,000	0	17	11.50	0.00	59,000	0	106
400 さいたま市	7.01	0.00	35,000	0	65	2.60	0.00	12,200	0	24	2.24	0.00	13,400	0	17	11.85	0.00	60,600	0	106
市平均	7.14	3.28	28,328	2,175	65.0	2.39	0.00	11,668	0	22.4	2.01	0.00	12,915	0	17.0	11.55	3.28	52,910	2,175	104.4
(参考) 市町村平均	6.92	3.43	28,654	1,937	65.0	2.33	0.00	11,717	0	22.8	1.97	0.00	12,979	0	17.0	11.22	3.43	53,351	1,937	104.8

近隣4市の税率（モデルケース試算）

資料8

1 保険税率等

	年度	(1)医療給付費分				賦課 限度額	(2)後期高齢支援金分		賦課 限度額	(3)介護納付金分		賦課 限度額
		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	均等割		所得割	均等割	
		(%)	(%)	(円)	(円)	(万円)	(%)	(円)	(万円)	(%)	(円)	(万円)
朝霞市	5	7.70	33.00	12,000	14,000	65	2.00	9,000	20	1.70	9,000	17
	6	7.70	33.00	12,000	14,000	65	2.00	9,000	○ 22	1.70	9,000	17
志木市	5	7.00	13.00	18,500	7,000	65	2.10	9,000	20	1.50	10,500	17
	6	○ 7.30	○ 10.00	○ 21,000	○ 5,000	65	○ 2.40	○ 10,500	○ 22	○ 2.00	○ 11,000	17
和光市	5	7.20	12.00	18,000	18,000	65	2.20	9,000	20	1.70	9,000	17
	6	○ 7.30	○ 0.00	○ 21,000	○ 9,000	65	○ 2.30	9,000	○ 24	○ 1.80	9,000	17
新座市	5	7.00	5.00	27,000	1,000	65	1.85	12,000	20	1.88	14,000	17
	6	○ 7.30	○ 0.00	○ 32,000	○ 0	65	○ 2.32	○ 14,000	○ 22	○ 2.22	○ 15,000	17

○：改正あり

2 モデルケース試算

設定条件 夫婦2人(介護あり)、こども1人(扶養者)で、夫の給与収入で3人世帯の場合のモデルケース
 【所得判定基準額：令和6年度】 ※固定資産税なし
 ・7割軽減：所得判定基準額 43万円 以下
 ・5割軽減：所得判定基準額 43万円+29万5千円×被保険者数 以下（※モデルでは1,285,000円以下）
 ・2割軽減：所得判定基準額 43万円+54.5万円×被保険者数 以下（※モデルでは1,990,000円以下）

	軽減 割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減		軽減なし	
		980,000円	県内順位	1,800,000円	県内順位	2,800,000円	県内順位	3,800,000円	県内順位
		モデルケース(1)		モデルケース(2)		モデルケース(3)		モデルケース(4)	
朝霞市	7・5・2	28,500円	40	132,900円	39	241,200	39	342,200円	37
	7・5・2	28,500円	40	132,900円	39	241,200	39	342,200円	39
志木市	7・5・2	33,100円	38	134,600円	38	242,000	38	340,400円	38
	7・5・2	36,400円	35	148,400円	33	266,800	33	375,300円	33
和光市	7・5・2	35,100円	35	141,700円	31	254,500	31	357,700円	30
	7・5・2	35,100円	36	143,900円	36	258,800	36	364,300円	36
新座市	7・5・2	43,800円	13	153,400円	17	272,300	19	378,700円	20
	7・5・2	50,400円	7	172,700円	8	305,900	8	424,800円	8

宮戸特別緑地保全地区（宮戸緑地）に隣接する土地の使用貸借契約について

1 付議事項

宮戸特別緑地保全地区（以下「宮戸緑地」という。）周辺の斜面林と農地が一体となったみどりの保全を進めていくため、下記記載の土地について、資料10「土地使用貸借契約書（案）」のとおり、使用貸借契約を締結することについて及び買取申出条項を契約書に付帯することについて、会議に付すもの。

2 土地情報（資料11案内図及び現況参照）

地番	面積（㎡）	所有者
宮戸3丁目471-1	724㎡	A
宮戸3丁目470	52㎡	//
計	776㎡	

3 土地貸借の必要性

(1) 本市の緑の現状

令和5年度に実施した「緑被率経年変化状況調査」によると、令和5年では、平成30年と比較し、緑被率が1.30%、面積で約24ヘクタール減少。

このように良好な居住環境を有する本市では、旺盛な開発需要などにより、身近な緑が徐々に減少し、都市の発展と自然環境との調和が課題となっている。

(2) 宮戸緑地周辺の状況

宮戸緑地は新河岸川右岸に面した段丘地にある斜面林で、スギ・ヒノキなどを主体とした落葉広葉樹から構成されており、斜面下部には野火止用水跡や農地（一部水田）が広がり、本市でも特に貴重な郷土景観が残されている。

宮戸緑地周辺は、みどりの基本計画において「水と緑の小拠点」と位置づけられ北部地域の特徴の一つである斜面林と農地が一体となったみどりの保全を進めていくため、宮戸緑地沿いの水田とともに郷土景観、生態系の保全に努めることとしている。

宮戸緑地沿い（資料11案内図に図示）に広がる農地については、上記2に記載の農地を除き、生産緑地に指定されており、土地活用等を行なう場合には、生産緑地指定の解除が前提となり市に対し土地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが必須となる。

一方で対象地は、今後の土地活用等を見越して生産緑地に指定していないため、そうした制限がなく民間に売却された場合、再び農地に戻すことは困難となる。

このため、対象地の用地確保等を図り、宮戸緑地と一体的に構成されている本市を代表する貴重な郷土景観を後世に残していく必要がある。

なお、宮戸緑地周辺については、あさか環境市民会議より資料12「宮戸特別緑地保全地区の周辺耕作地を含めた一体的な保全を求める要望書」が提出されている。

また、対象地の使用貸借については、公有財産取得等検討委員会においても承諾を得たところ。

【参考】令和6年度第1回朝霞市公有財産取得等検討委員会の議事結果（令和6年9月3日事務連絡）
〈意見・助言内容〉使用貸借契約書（案）の第3条における買取申出を付帯する場合は庁議に付すこと。

4 土地使用貸借契約の締結及び買取申出条項の付帯

土地の売買等に制限のない対象地については、当面の間、資料10「土地使用貸借契約書（案）」のとおり、使用貸借契約を締結（令和6年12月予定）し、もって、宮戸緑地と一体的に構成されている郷土景観の保全を図っていくものとする。

また、土地所有者との調整により契約書に買取申出条項を付帯するものとする。

5 今後の緑地の維持管理

①当面の維持管理は宮戸緑地を管理しているボランティア団体等に依頼する。

②使用貸借した土地については、産業振興課と連携し、農業収獲体験の場としての活用等も検討

【参考】 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度とは、都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木伐採などの行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全する制度。

土地使用貸借契約書（案）

貸主 A（以下、「甲」という。）と借主朝霞市（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり土地の使用貸借契約を締結する。

（対象物件）

第1条 甲は、甲が所有する末尾記載の土地（以下、「土地」という。）を乙に無償で貸し付け、乙は緑地保全を主な目的にこれを借り受けるものとする。

（契約期間）

第2条 土地の使用貸借期間は令和6年 月 日から 令和 年 月 日とする。ただし、契約期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から契約を更新しない旨の申し出がなかった場合には、引き続き1年間本契約が更新されたものとし、以降も同様とする。

（土地の買取申出）

第3条 甲は乙に対し、土地の買取りを申し出ることができる。

（土地の引渡し）

第4条 土地の引渡しは、本契約締結後、甲乙立会いのうえ行うものとする。

（善管注意義務）

第5条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって土地の維持保全に努めるものとし、これに通常要する費用はすべて乙の負担とする。

（権利譲渡の禁止等）

第6条 甲は、乙の承諾なしに新たな権利の設定又は本契約に基づく乙の権利を阻害する行為をしてはならない。

2 乙は、本契約に基づく権利を譲渡し、又は土地を転貸してはならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、予見し得ないやむを得ない事情が生じたときは、契約期間満了前であっても、甲乙協議のうえ契約を解除することができる。

（土地の返還）

第8条 乙は、本契約が更新されないとき、又は前条により契約を解除したときは、土地を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

(公租公課の負担)

第9条 使用貸借期間中の土地に課せられる公租公課は、甲の負担とする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

所 在 朝霞市宮戸三丁目
地 番 470番
地 目 田
地 積 52平方メートル

所 在 朝霞市宮戸三丁目
地 番 471番1
地 目 田
地 積 724平方メートル

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 _____

甲

氏 名 _____ 印

住 所 埼玉県朝霞市本町一丁目1番1号

乙

朝霞市

氏 名 朝霞市長 富岡勝則 印

資料11
(案内図及び現況)

202105朝霞市 [朝霞市 5図 J-3]

利用者:朝霞市みどり公園課



朝霞市宮戸3丁目付近

縮尺 1 / 1,500 45m



朝霞市長 富岡勝則様



陳 情 書

宮戸特別緑地保全地区の周辺耕作地を含めた一体的な保全を求める要望書

朝霞市は、武蔵野台地末端の舌状（ぜつじょう）台地と荒川・新河岸川・黒目川などが流れる低地で構成されており、市が指定している特別緑地保全地区は武蔵野台地の舌状台地の最先端の斜面林、「武蔵野のフロント」にすべて位置しています。

台地の崖線から湧き出る湧水や『里山』（※1）は、多様で豊かな生態系や地域の文化（※2）を育んできました。人と自然の共生空間である『里山』は、永い歴史によって生まれ維持されてきたもので、私たち人類の宝物です。

特に、宮戸特別緑地保全地区（※3）には、隣接する田んぼや畑を含めた『里山』としての景観が色濃く残されています。これは、市がこの斜面林を特別緑地保全地区に指定したことが何よりも画期的なことでしたが、さらにその周辺地域は、地元農家の方々の努力（※4）によって残されてきたというのが実情です。しかし昨今の都市農業の置かれた問題や、開発の波は、これまで辛うじて残されてきたこの文化的景観を全て失いかねない危機的な状況に立ち至りました。

この朝霞市に残された最後の里山を次代に残すために、周辺耕作地を含めた一体的な保全を、市としてご支援いただくよう切にお願いいたします。もちろん、市民協働の立場から、今後も『里山』の保全のために私達も努力をさせていただきます。

※1 里山…環境省は「里地里山における生物多様性が、地域の自然を活かした農林業等の営みや人々の暮らし、都市住民や企業・学校など多様な主体も巻き込んだ取組などを通じて保たれてきたものであり、里地里山は、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観形成、水源涵養や国土保全、身近な自然とのふれあいの場、文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たし、さらに、様々な動植物の生息・生育場所となり、日本列島の自然を豊かにする役割も担う、里地里山の生物多様性もたらすさまざまな恵は、国民共有の財産」と位置付けています。また、近年「重要里地里山」の選定をおこなっており、県内でも11カ所（13市町）が選定されています（別添資料）。

※2 地域の文化…泉水遺跡など、市内斜面地の遺跡の規模、出土物からも、縄文の古来より、里山に暮らすひとびとの営みは続いていたと思われます。

※3 宮戸特別緑地保全地区…周縁部に野火止用水の水路跡が残されており、かつて野火止用水の水は終着点の新河岸川の直前で、この舌状台地下の田んぼを潤していました。

※4 宮戸3丁目の田んぼ…イチョウウキゴケ（環境省準絶滅危惧NT、埼玉県絶滅危惧Ⅱ類VU）ホウネンエビなど、県内でも生息が減少している希少な動植物も生息しています。水田の一部は、最近まで第七小の学校農園として地元農家の協力を得ながら維持されていました。

あさか環境市民会議…2014（平成16）年に発足。定期的に市内3カ所の特別緑地保全地区（岡・宮戸・根岸台）や黒目川の保全活動をしています。昨年は毎月1回ずつ、延べ486名が保全緑地等の下草狩りや枝打ちなどをおこなってきました。特別緑地の保全・整備活動を通して、私たちは、これらの斜面地が全くの自然のままに放置されていたものではなく、『里山』として地元の人々が自然に手を加えながら営々と管理してきたものだということを感じてきました。『里山』とは、山だけを単体で呼ぶものではなく、その周辺の屋敷林、水環境を含めた「人と自然の共生空間」であり、農耕と、自然環境を一体として表現するものです。

令和6年9月9日
あさか環境市民会議
会長 松永健司

松永健司 

朝霞市根岸台 7-21-2